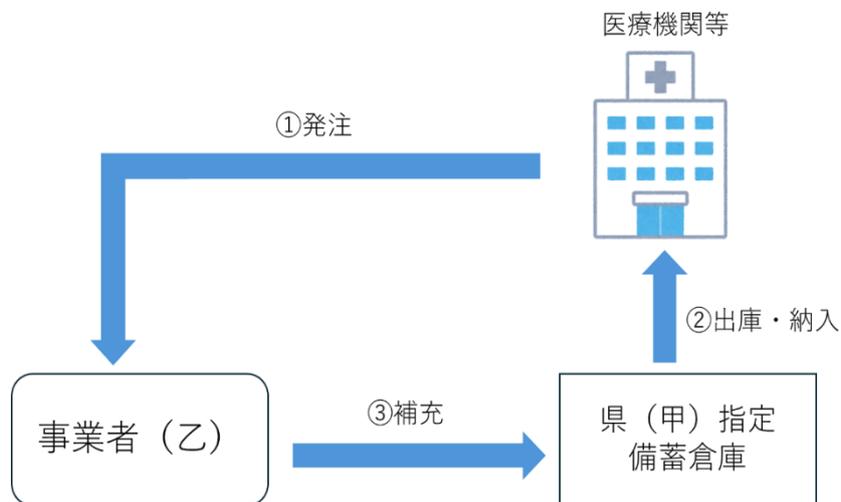


個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書

本仕様書は、沖縄県（以下「甲」という。）が発注する医療機関向け個人防護具の流通在庫備蓄管理業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

- 1 件名
令和8年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託
- 2 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 委託業務の目的
乙は甲の表3-1及び3-2に示す備蓄方針に基づき、備蓄する個人防護具を、常時、使用期限が一定期間以上である状態を保ちながら、有事に円滑に払い出しできるように適切な保管・管理を実施する。
個人防護具の管理については、4に示す「流通在庫備蓄」の手法により行う。
- 4 流通在庫備蓄について
流通在庫備蓄とは、乙が日常行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等（以下「医療機関等」という。）との取引を活用して、甲が備蓄する個人防護具を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式をいう。

<流通在庫備蓄概念図>



5 委託業務の内容

乙は、次に掲げる(1)から(4)の項目について、甲と協議しながら委託業務を実施すること。

(1) 流通在庫備蓄用個人防護具の調達及び管理業務

甲が流通在庫備蓄として備蓄する個人防護具を乙が調達し管理を行う。

ア 新陳代謝

- ① 乙は、甲が乙とあらかじめ協議して指定する備蓄倉庫(以下「甲指定備蓄倉庫」という。)で備蓄する個人防護具を、乙が日常行う医療機関等との取引を活用し、使用推奨期限が一定期間以下とならないよう、先入れ先出しにより新陳代謝させるものとする。
- ※ 新陳代謝のために出庫する個人防護具と入庫する個人防護具の数量及び時期が常に一致していても差し支えない(常に甲が求める個人防護具の備蓄量が備蓄されている範囲で、まとめて出庫又は入庫して構わない。ただし、年度末時点で、当該年度の入出庫の数量が一致するようにすること)。
- ※ 流通在庫備蓄の仕組みと流れの具体例については、別紙1「流通在庫備蓄方式の仕組みと流れ」のとおり。
- ② 新陳代謝により流通在庫備蓄として甲指定備蓄倉庫で新たに備蓄する個人防護具の検品を行う。

イ 流通在庫備蓄用個人防護具の種類及び数量

- ① 乙は契約開始後速やかに個人防護具を調達し、甲指定備蓄倉庫に入庫し、流通在庫備蓄を開始する。
- ② 流通在庫備蓄を行う個人防護具の種類及び調達数量は表1のとおりとする。
- ③ 各個人防護具の規格については概ね、別紙2「流通在庫備蓄用個人防護具規格」のとおりとする。なお、各個人防護具の選定については、新型コロナウイルスまん延時の実績、県内医療機関のニーズ等を踏まえるものとする。
- ④ 対象となる個人防護具は流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、乙が日常の取引等で商流を確保できるものとする。
- ⑤ 事前に甲の承認を得られた場合に限り、同程度の機能・単価であるものや後継品など合理的な理由により、仕様を満たす個人防護具に変更することは差し支えない。
- ⑥ 備蓄する医療用ガウンはアイソレーションガウン又はプラスチックガウンのいずれかとする。
- ⑦ 備蓄するフェイスシールドはフェイスシールド、シールド付マスク又はアイガードのいずれかとする。
- ⑧ 備蓄する非滅菌手袋のサイズ(S:M:L)ごとの数量割合は、概ねS:M:L=3:5:2とし、素材はニトリル又はPVCのいずれかとする。

表1 令和8年度流通在庫備蓄を行う
個人防護具の種類及び調達数量

(単位：枚)

種類	調達数量
サージカルマスク	289,300
N95 マスク	6,600
医療用ガウン (アイソレーションガウン又はプラスチックガウン)	29,700
フェイスシールド又はシールド付マスク又はアイガード	25,700
非滅菌手袋	326,600

ウ 流通在庫備蓄用個人防護具の管理数量

表1で調達する数量に令和7年度に調達した分も含めた数量を管理する。表3-2の令和8年度管理数量参考

(2) 流通在庫備蓄用個人防護具の数量管理

乙は各月終了後の翌月10日までに、当該月における流通在庫備蓄で管理する物資の種類ごとの品目・数量及び入出庫の状況が記載された管理状況報告書を提出すること。

(3) 個人防護具の備蓄場所の管理

ア 備蓄倉庫における流通在庫備蓄

- ① 甲と乙とで予め協議して指定する甲指定備蓄倉庫において、乙は表1の備蓄数量を保管できるスペースを確保し、「5-(1)-イ-③」で調達した個人防護具を備蓄する。
- ② 甲指定備蓄倉庫は乙が所有する倉庫等に限らず、他社が所有する倉庫も可能とするが、当該他社との倉庫契約等は乙の責任において行うこと。また、当該倉庫契約に係る費用は本契約の委託料に含まれず乙の負担とする。
※個人防護具が保管されていることは非公開であることに留意して他社倉庫との契約を行うこと。
- ③ 甲指定備蓄倉庫は沖縄県内に所在地を有するものとする。
- ④ 個人防護具の新陳代謝の作業等に伴い、自社の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない(ただし、その場合でも流通在庫備蓄管理する数量の8割程度は、常に甲指定備蓄倉庫に置くこと。)が、甲が個人防護具を供給する等の指示をした場合には、速やかに甲指定備蓄倉庫に納入すること。一時保管場所として、自社の倉庫等を活用する場合は、甲指定備蓄倉庫と同程度の下記のイで示す保管環境(屋外や直射日光が当たる場所、高温・多湿な場所等は不可)である場合に限る。

イ 備蓄倉庫の設備等

- ① 保管倉庫内部に火気発生要因がないこと。また、消防法令上の対象となる倉庫は同法令に従い、火災発生時の早期発見装置を備え、消火設備等を完備

していること。

- ② 外部からの敷地内への侵入防止対策がとられ、24 時間の監視体制があること。
- ③ 保管倉庫内は直射日光が保管品に当たらず、高温・多湿により保管品が変質する恐れのない環境であること。
- ④ 保管場所の温度要件については、常温常湿度の範囲内とするが、乙は倉庫内温湿度が 25℃以上・70%以上が測定される場合は送風機による空気の循環と除湿器による結露を防ぐ措置を行うこと。また、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や、湿度が高い地域にある保管場所については、目視による巡回を強化すること。
- ⑤ 直接床置きせず荷台（パレット等）を使用すること。
- ⑥ 保管品の上に直接荷台（パレット等）を重ねての保管は行わないこと。
- ⑦ 製品、ロット及び使用推奨期限の管理ができるように保管すること。

(4) 沖縄県の感染症対策備品の保管、管理

- ① 乙は、甲が保有する表 2 に示した感染症対策備品を甲と乙とで予め協議して指定する甲指定備蓄倉庫にて、甲の要請に対し即時支障なく出庫できるよう保管、管理を行う。
- ② 甲指定備蓄倉庫の設備等は、「5-(3)-イ」のとおりとし、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 3 条の登録を受けた一類倉庫において行うこと。
- ③ 甲指定備蓄倉庫への入出庫に係る費用は、乙の負担とする。

表 2 保管、管理を行う感染症対策備品の種類及び数量

感染症対策備品	数量	箱サイズ（単位:mm） （W）幅×（D）奥行×（H）高さ	箱数
パルスオキシメーター	2,891 個	360×400×300	18 個
		430×500×440	20 個
		430×500×440	1 個
フェイスシールド	496 枚	370×600×100	1 個
		400×570×310	2 個
納体袋	10 枚	330×460×460	1 個
		540×1060×100	1 個

6 実績報告

乙は業務終了後には、業務実施内容等をまとめた業務完了報告書を作成し提出すること。なお、業務完了報告書には委託業務に要した経費の根拠資料を添付すること。

7 再委託の制限

- (1) 乙は、本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・契約の主たる部分

（契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務）

- (2) 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

8 留意事項

- (1) 個人防護具が保管されていることは非公開とすること。
- (2) 委託業務を統括する責任者を置き、甲と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 乙は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行い決定するものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない細部については、甲の指示に従うこと。
- (5) 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (6) 流通在庫備蓄する甲所有個人防護具の中で、使用期限が2年未満となった個人防護具は、乙の責任において、当該個人防護具の廃棄等を行うとともに、廃棄等を行った個人防護具と同じで使用期限が2年以上ある個人防護具を補充すること。当該廃棄等及び補充に係る一切の費用は、本契約に含まれず、乙の負担とする。
- (7) 感染症の感染拡大等により医療機関等への個人防護具の発送が必要な場合は、甲と乙で別途協議を行う。
- (8) 甲は、表3-1、3-2のとおり、令和7年度から令和10年度までにかけて、別途個人防護具を順次調達し、流通在庫備蓄を行う備蓄量を増やしていく予定であるため、令和10年度の備蓄量分を継続的に流通在庫備蓄できる体制が取れることが望ましいこと。

また、感染症有事の際に、速やかに宮古地域、八重山地域へ発送できる保管体制であることが望ましいこと。

なお、令和9年度以降の流通在庫備蓄についての契約が甲と乙とで締結できなかった場合における本契約終了時の個人防護具の残については、委託期間終了後、甲の指定する者に速やかに引き渡すものとする。また、引き渡すまでの間も適切に保管、管理するものとする。また、引き渡すまでの保管、管理に係る契約は別途契約することとする。

表3-1 令和7年度から令和10年度の流通在庫備蓄の調達スキーム

県が調達・管理する個人防護具の備蓄水準

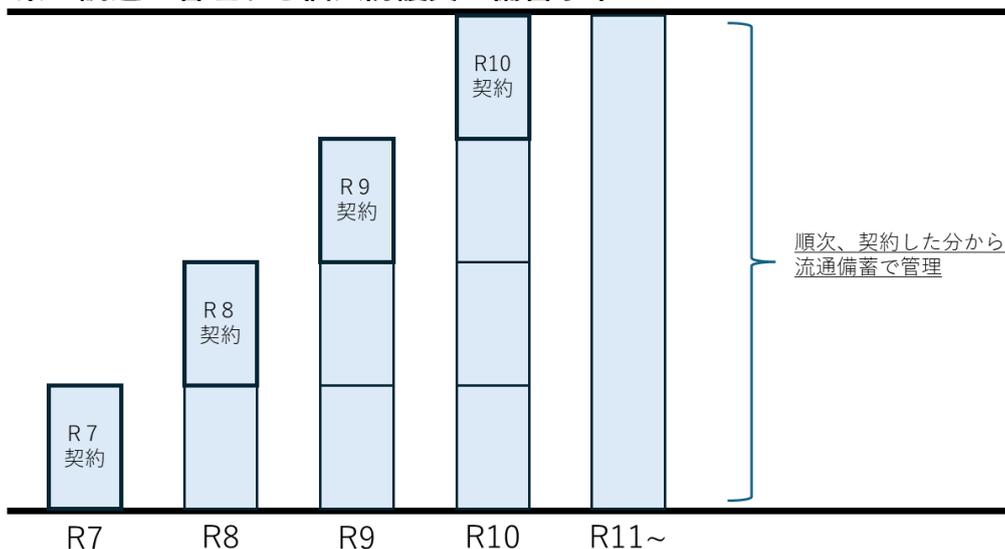


表3-2 令和7年度から令和10年度の流通在庫備蓄の調達数量及び管理数量（予定）

(単位：枚)

年度 個人防護具	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量
サージカルマスク	289,300	289,300	289,300	578,600	289,300	867,900	289,300	1,157,200
N95 マスク	6,600	6,600	6,600	13,200	6,600	19,800	6,600	26,400
医療用ガウン (アイソレーションガウン 又はプラスチックガウン)	29,700	29,700	29,700	59,400	29,700	89,100	29,700	118,800
フェイスシールド 又はシールド付マスク 又はアイガード	25,700	25,700	25,700	51,400	25,700	77,100	25,700	102,800
非滅菌手袋(ニトリル又はPVC)	326,600	326,600	326,600	653,200	326,600	979,800	326,600	1,306,400

※ 調達数量：流通在庫備蓄管理を導入するために別途調達する個人防護具の数量のこと

※ 管理数量：各年度における流通在庫備蓄管理の総量のこと

別紙1

流通在庫備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）

＜サージカルマスク（289,300枚）を流通在庫備蓄する場合＞

1 調達・備蓄

沖縄県（以下「甲」という。）は、医療機関向け個人防護具を流通在庫備蓄管理する業務を受託する者（以下、「乙」という。）をして、計画的にサージカルマスク 289,300 枚を甲指定備蓄倉庫に調達し、備蓄する。当該サージカルマスクの所有権は甲が有する。

2 流通在庫備蓄管理

乙は、次の方法で、甲指定備蓄倉庫で備蓄している1で調達したサージカルマスクを新陳代謝して管理する。

- (1) 医療機関等からサージカルマスク 2,000 枚の発注があった場合、発注に係る同種のサージカルマスクで、甲指定備蓄倉庫で備蓄しているサージカルマスクの中で最も古いサージカルマスク 2,000 枚を出庫・消費し、当該医療機関等へ納入する。
- (2) 甲指定備蓄倉庫から当該サージカルマスクを出庫・消費した際、乙は、自社の在庫から、後日、それと同種類・同等・同数量のサージカルマスクを返還・補充する。
- (3) 補充され県の所有となったサージカルマスク 2,000 枚を甲指定備蓄倉庫で備蓄する。
- (4) この一連の先入れ先出しにより新陳代謝を行い、甲指定備蓄倉庫で備蓄している甲の所有するサージカルマスクを使用推奨期限が2年を切らないように管理する。この流通在庫備蓄の業務を、甲が乙に委託し、必要な経費を委託料として支払う。

別紙 2

流通在庫備蓄用個人防護具規格

調達及び流通在庫備蓄を行う各個人防護具の規格（求める性能等）は概ね以下のとおりとする。なお、各規格を満たすことの証明を求められた際には、証明に係る書類を提出する等の対応をすること。

1 全個人防護具共通

(1) 規格

- ア 製造から使用推奨期限までの期間が5年間以上であること。
- イ 入庫時に使用推奨期限までの残りの期間が4年間以上あること。
- ウ 不良品でないこと。
- エ 平時から県内医療機関等又は卸売販売業者における納入実績があること。
- オ 流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、日常の取引等で商流を確保できるものであること。

2 サージカルマスク

(1) 規格

- ア 日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスII適合品、ASTM-F2100 レベル2 適合品又はEN 14683 Type IIR 適合品であること。
- イ 全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ウ 単回使用の製品であること。
- エ ゴム紐の装着感に配慮されたものであること。
- オ ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものを推奨とする。
- カ 耳掛け式のものであること。
- キ マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているもの（JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるもの）とする。

3 N95 マスク

(1) 規格

- ア 労働安全衛生法に基づく使い捨て防じんマスクの国家検定規格 DS2 適合品、NIOSH 規格 N95 適合品又は日本産業規格（JIS）の感染対策医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9002】」タイプI 適合品であること。
- イ JIS T9002 適合品においては、全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ウ 調節式の締め紐がついているもの又はこれと同等のフィット性能を有しているものであること。

- エ 排気弁を持たないものであること。
- オ マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているものであること。

4 フェイスシールド

フェイスシールド、シールド付マスク又はアイガードのいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1) フェイスシールドの規格

- ア シールド部のサイズは、W230×H180 mm 以上とし、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- イ シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- ウ 道具などを使用せず組み立てが可能であること。
- エ 眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- オ 着用時に小走りなどで、ずれが生じないものであること。
- カ 対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内側に入りにくい形状であること。
- キ 内側が曇り止め加工をしてあること。

(2) シールド付マスクの規格

- ア サージカルマスクとシールドが一体となった形状であり、シールド部のサイズは、W302×H125 mm程度とし、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- イ マスク部分は、日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスⅡ適合品、ASTM-F2100 レベル 2 適合品又は EN 14683 Type ⅡR に準拠していること。
- ウ シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- エ 道具などを使用せず組み立てが可能であること。
- エ 眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- オ 着用時に小走りなどで、ずれが生じないものであること。
- カ 対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内側に入りにくい形状であること。
- キ 内側が曇り止め加工をしてあること。

(3) アイガード（マスクの上部等に貼付することにより、着用者の目を防護する使い捨て簡易アイガードをいう。）の規格

- ア シールド部分のサイズは、W250×H120 mm程度とし、マスク部分と合わせて、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- イ シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- ウ 道具などを使用せず組み立てが可能であること。
- エ 眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- オ 着用時に小走りなどで、ずれが生じないものであること。
- カ 対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内側に入りにくい形状である

こと。
キ 内側が曇り止め加工をしてあること。

5 医療用ガウン

アイソレーションガウン又はプラスチックガウンのいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1) アイソレーションガウンの規格

- ア 耐水性については AAMI（米国医科器械振興会） PB70 レベル 2 の製品と同等程度であり、かつ、十分な撥水性を有すること。
- イ 生地は不織布を使用していること。
- ウ 長袖で袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られていること。
- エ 割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと。）
- オ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首の後ろの紐で固定し、首を通すことなく脱げるものであること。
- カ 丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

(2) プラスチックガウンの規格

- ア 防水性を有すること。
- イ プラスチック製であること。
- ウ 長袖であって、袖のずり上がり対策として袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られていること。
- エ 割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び一定程度背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと。）
- オ 割烹着型であること（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び一定程度背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと。）
- カ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。切り込み（ミシン目）は背面のみとし、首を通すことなく脱げるものであること。
- キ 丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

6 非滅菌手袋

ニトリル手袋又は PVC 手袋のいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1) ニトリル手袋の規格

- ア 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。
- イ 素材はニトリル（原材料：石油）であること。
- ウ パウダーフリーであること。
- エ 一般医療機器（クラス I）の届出をしていること。
- オ JIS 規格 T9115、ASTM 規格 D6319 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（ただし、滅菌処理の必要はない）。
- カ サイズは S、M、L の 3 種類とする。数量割合は、概ね S:M:L=3:5:2 とする。

ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。

(2) PVC 手袋の規格

ア 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。

イ 素材は塩化ビニル (PVC) であること。

ウ パウダーフリーであること。

エ 一般医療機器 (クラス I) の届出をしていること。

オ JIS 規格 T9116、ASTM 規格 D5250 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること (ただし、滅菌処理の必要はない)。

カ サイズは S、M、L の 3 種類とする。数量割合は、概ね S:M:L=3:5:2 とする。

ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。